

(1962年3月8日第3種郵便物認可)

問われる障害者  
の権利保障水準

2013年12月の国会で、国連・障害者権利条約の批准が全会派一致で採択され、政府は批准手続きに入りました。国連で批准が承認されますと、条約は、憲法と国内の障害者関係法との間に位置づけられ、国内法を拘束する事になります。日本の障害者の権利保障水準が国際的にも問われるところになります。

2006年12月国連総会で採択された障害者権利条約は、各国民政府が障害者を自己責任に帰すのではなく、漏れなくすべての障害者に、他の国民と同等に、生存権、教育権、労働権などの基本的人権を保障しなければならないと定めました。1975年障害者権利宣言の採択以後の国際的な障害者権利運動の結果です。日本の障害者NGOも国連採択に重要な役割を果たしました。

障害者権利条約は、障害を理由に基本的人権の享受を排除してはならぬこと、すなわち差別の禁止を詳細に定めています。そして、それだけで障害者の権利保障を実質化することはできません。障害者は権利を享受するために、車いす利用者のための段差をなくすなどのバリアフリー

におけるだけでなく、リハビリテーションや特別な施設をとることで、それをどういった形で配慮した多様な教育形態や労働形態による支援

の保障が必要です。これらの種類的な差別は正直置をとることで、それをどういった形で配慮した多様な教育形態や労働形態による支援

にしました。さらにそれだけでも足りません。同

じ自閉症の人でも、障害

の表れは多様でそれに即

したあるいは配慮した支

援も個別に違います。こ

うした個別の状況にも合

理的な配慮をすること

それをしないことも差別

と明確にしました。

国際的・障害者の権

利保障の実態を見る基準

を示し、かつ各国政府が

それを守る責任があると

提きました。日本にお

いても批准を出発点に

障害者の権利保障の実態

を国際的水準に、と取り

組んでいく必要がありま

す。

この障害者権利条約の批准について、国内の障害者団体は、3年前に

この障害者権利条約の

批准について、国内の障

害者団体は、3年前に

この障害者権利条約の



「障害者基本法の改正は障害者権利条約の水準です」とパレードす  
(2011年4月3日)



立命館大学産業社会学部教授

## 峰島 厚

これからが国内

法整備の出発点

この到達が今回の国会

批准になったわけす

ます。

しかし、國政の社

会保険金般のアベノミク

スによる改革は、これら

の理念を具体化

して、それを守る広範

な財團としての社会

をつくりてきたもので

す。今あらためてより

守り充実していくことが

必要です。

障害者運動が集めてきた

廣範な人たちと連携して

して、それを守る広範

な財團としての社会